

お知らせ 新年初顔合わせ会

町では、町長の年頭あいさつ、町民の皆さんと賀詞交換などを兼ねた新年初顔合わせ会を開催します。ご自由にご参加ください。
日時／平成24年1月5日(木) 10時～11時30分
場所／函南町中央公民館
問合せ先／企画財政課 (979-8101)

お知らせ 償却資産の申告を受け付けます

償却資産を所有されている人は、平成24年1月1日現在の償却資産の状況を申告してください。
対象者／平成24年1月1日現在、町内に所在する土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)を所有している個人や法人
申告期限／平成24年1月31日(火)
提出先・問合せ先／税務課 (979-8108)

お知らせ かなみ仏の里美術館開館日 桑原薬師堂一般公開最終日

桑原区の旧桑村小学校跡地で建設を進めてきました「かなみ仏の里美術館」の建設工事が終了しました。現在、開館に向けて館内の整備を進めています。美術館の開館準備に伴い、桑原薬師堂で行っている毎週土曜・日曜日の仏像群の一般公開は、平成24年1月29日(日)をもって終了します。
美術館開館日／平成24年4月14日(土)
※開館時間や美術館の詳細については改めてお知らせします。
問合せ先／生涯学習課 (979-1733)

催し 函南町・伊豆の国市・伊豆市文化協会 合同手工芸展

3市町合同の手工芸の作品展です。
日時／平成24年1月27日(金) 13時～17時、平成24年1月28日(土) 9時～17時、平成24年1月29日(日) 9時～15時
場所／函南町中央公民館 多目的ホール
問合せ先／函南町文化協会山口 (978-8181)

お知らせ 暴力団排除条例を制定しました

町では、警察・町民・事業者等が連携して、地域から暴力団を排除し、安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の発展のため条例を制定し、平成24年1月1日から施行します。
基本理念／○暴力団を恐れない○暴力団に対し資金を提供しない○暴力団を利用しない
施策／町民および事業者の役割、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与等の禁止等、祭礼等からの暴力団の排除等について定めています。
問合せ先／総務課 (979-8102)

お知らせ 麻しん風しん(MR) 混合ワクチン予防接種

対象／①2期(年長児相当：平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ)②3期(中学1年生相当：平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ)③4期(高校3年生相当：平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ)
接種方法／委託契約医療機関(函南町、伊豆の国市、伊豆市)での個別接種 ※要予約
函南町、伊豆の国市、伊豆市以外で接種を希望する人は、医療機関あての予防接種依頼書が必要です。1週間程度の余裕をもって健康づくり課へご連絡ください。
接種料金／無料
持ち物／予診票、母子手帳、健康保険証
問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

お知らせ サイレンを鳴らします 平成24年函南町消防団出初式

日時／平成24年1月8日(日) 13時30分
場所／函南町役場駐車場 ※雨天の場合、函南中学校体育館
内容／分列行進、出初式典、表彰、一斉放水披露、サイレン9時30分(約20秒間)
問合せ先／総務課 (979-8102)

児童扶養手当を支給します

18歳に達した最初の3月31日までの児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。
対象／次のいずれかの状態にある児童を養育している父または母もしくは養育者
○父母が婚姻を解消した○父または母が死亡、または生死不明である○父または母が重度の障害を有する○父または母が法令により1年以上拘禁されている○父または母が引き続き1年以上遺棄している○婚姻によらないで生まれた
※詳しいことは福祉課へお問い合わせください。
支給額／月額41,550円(2人目5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算)
※所得に応じて支給額が異なります。
支給月／4月、8月、12月

特別児童扶養手当を支給します

身体または精神に重度または中度以上の障害を持つ、20歳未満の児童を扶養している親または養育者に対して支給される手当です。
対象外者／次のいずれかに該当する場合は手当を受給することができません。
○請求者・同居の親族の前年の所得額が一定の額を超える場合○児童が児童福祉施設など(保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入園は除く)に入所している場合○児童が障害を理由とする公的年金給付を受けることができる場合
支給月額／1級(重度障害児)月額50,550円、2級(中度障害児)月額33,670円
支給月／4月、8月、11月

福祉課からの
お知らせ

問合せ先／979-8126
979-8127



障害者控除対象者認定書
を交付します

介護保険制度で要介護の認定を受けた65歳以上の人に介護認定の審査判定資料を確認し、基準により所得税・住民税の障害者控除を受けるための証明書類を交付します。
対象／要介護認定者または要介護認定者を扶養している人(要支援の人は対象外です)
持ち物／介護保険被保険者証、申請者の印鑑
その他／○年末調整・確定申告をしない人、身体障害者手帳をお持ちの人は、基本的に認定書は必要ありません○障害の認定は12月31日現在の要介護認定状況によります

福祉援護料を支給します

条件すべてを満たしている人に福祉援護料を支給します。対象と思われる人には通知済みです。
条件／平成24年1月1日現在で、①20歳以上で身体障害者手帳1級から3級の人②平成23年度町民税が非課税の人(平成22年分の収入申告をしていない人は必ず税務課へ申告してください)③函南町に1年以上引き続き居住し、福祉施設に入所していないこと
援護料年額／1・2級15,000円、3級7,000円
持ち物／申請書、身体障害者手帳、対象者名義の預金通帳、委任状、認め印
申請期間／平成24年1月4日(水)～平成24年1月31日(火)